

平成 3 1 年

上尾市教育委員会 3 月定例会 議案

議 案 名

議案第 9 号	上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の制定 について -----	1
議案第 10 号	上尾市図書館規則の一部を改正する規則の制定につい て -----	2
議案第 11 号	上尾市学校運営協議会委員の任命について -----	3
議案第 12 号	上尾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制 定について -----	4
議案第 13 号	上尾市立小・中学校使用教科用図書採択に関する規 則の一部を改正する規則の制定について -----	5
議案第 14 号	上尾市幼児教育振興協議会規則の一部を改正する規則 の制定について -----	8
議案第 15 号	上尾市立学校車両管理規程の一部を改正する訓令の制 定について -----	9
議案第 16 号	教育委員会事務局及び教育機関の職員の人事異動につ いて -----	10

議案第 9 号

上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 31 年 3 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則

上尾市民体育館管理規則（昭和 55 年上尾市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第 15 条第 4 項」を「条例第 15 条第 4 項」に改める。

第 9 号様式中「第 15 条第 4 項の」を「第 15 条第 3 項の規定により」に改め、「ついで、」の次に「同条第 4 項の規定により」を加える。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

規定の整備をしたいので、この案を提出する。

議案第 10 号

上尾市図書館規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市図書館規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 31 年 3 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

上尾市図書館規則の一部を改正する規則
上尾市図書館規則（平成 18 年上尾市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「別表第 1」を「別表」に改める。

第 15 条第 2 項を次のように改める。

2 分館等の利用時間は、次の各号に掲げる分館等の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 次号に掲げる分館等以外の分館等 午前 10 時から午後 5 時まで

(2) 上尾市図書館上尾駅前分館 次のア及びイに掲げる利用日の区分に応じ、当該ア及びイに定める時間

ア イに掲げる日以外の日 午前 10 時から午後 8 時まで

イ 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 午前 10 時から午後 5 時まで

別表第 2 を削り、別表第 1 を別表とする。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

平方分館及びたちばな分館並びに公民館図書室の平日の利用時間を拡大したいので、この案を提出する。

議案第 1 1 号

上尾市学校運営協議会委員の任命について

上尾市学校運営協議会委員に下記の者を任命する。

平成 3 1 年 3 月 2 2 日提出

上尾市教育委員会教育長 池野 和己

記

1 任命 [任期：平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで]

【学校運営協議会委員】 別紙のとおり（当日配布）

提案理由

各上尾市立小・中学校に設置される学校運営協議会に上尾市学校運営協議会規則第 7 条第 1 項の規定により、委員を任命したいので、この案を提出する。

議案第 1 2 号

上尾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 2 2 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

上尾市学校運営協議会規則（平成 3 0 年上尾市教育委員会規則第 5 号）の
一部を次のように改正する。

第 7 条の見出し中「任命」を「任命等」に改め、同条第 1 項各号列記以外の
部分中「任命する」を「任命するほか、対象学校の教職員のうちから教育
長が指名する者をもって充てる」に改め、同項中第 5 号を削り、第 6 号を第
5 号とし、同条第 3 項中「、教育委員会は」を削り、「任命することができる
」を「教育委員会が任命し、又は新たな委員に充てる教職員を指名するこ
とができる」に改める。

第 8 条第 1 項ただし書中「任命された委員」を「委員となった者」に改め
る。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

上尾市学校運営協議会委員を任命するにあたり、「対象学校の教職員」
については人事異動があり、教育委員会毎の任命では各学校の学校運営協
議会の開催に支障が出るため、「対象学校の教職員」の任命方法を変更し
たいので、この案を提出する。

議案第 13 号

上尾市立小・中学校使用教科用図書採択に関する規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市立小・中学校使用教科用図書採択に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 31 年 3 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

上尾市立小・中学校使用教科用図書採択に関する規則の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校使用教科用図書採択に関する規則（平成 26 年上尾市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「設置する」を「設置し、その分掌種目等は、別表のとおりとする」に改める。

第 6 条の見出し中「組織」を「組織等」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

資料作成委員会は、資料作成委員 24 人以内で組織する。

第 6 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 資料作成委員は、教育委員会が、第 1 号から第 3 号に掲げる者を任命するほか、第 4 号に掲げる者のうちから任命する。

(1) 上尾市小学校長会長

(2) 上尾市中学校長会長

(3) 教育委員会から調査依頼された小学校及び中学校の教科に係るそれぞれの専門部会長

(4) 教育委員会の事務局職員

第 9 条第 2 項中「調査検討事項」を「調査研究事項」に改める。

第 10 条を次のように改める。

（専門部会の組織等）

第 10 条 専門部会は、それぞれ専門部会長及び専門部会委員 6 人以内で組織する。

2 専門部会長及び専門部会委員は、校長、教頭及び主幹教諭等の職にある

者のうちから教育委員会が任命する。

3 専門部会長は、会務を総理する。

第12条（見出しを含む。）中「専門部会委員」を「専門部会長及び専門部会委員」に改める。

第13条中「及び専門部会委員」を「並びに専門部会長及び専門部会委員（以下「資料作成委員等」という。）」に改め、「教科用図書」の次に「調査検討又は」を加える。

第14条中「資料作成委員及び専門部会委員」を「資料作成委員等」に改める。

第15条各号列記以外の部分中「資料作成委員及び専門部会委員」を「資料作成委員等」に改め、同条第3号中「委員」を「資料作成委員等」に改め、同条第4号中「資料作成委員又は専門部会委員」を「資料作成委員等」に改める。

第17条中「教育委員会学校教育部指導課」を「教育委員会事務局学校教育部指導課」に改める。

別表第1を削る。

別表第2中「第10条」を「第4条」に改め、同表専門部会小学校の表中

「

体育教科用図書調査研究専門部会	保健
-----------------	----

を

「

体育教科用図書調査研究専門部会	保健
外国語教科用図書調査研究専門部会	英語

に

改め、専門部会委員の欄を削り、同表専門部会中学校の表専門部会委員の欄を削り、別表第2を別表とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

小学校外国語の教科書を採択するにあたり、小学校専門部会の要件を改めるほか、所要の改正をしたいので、この案を提出する。

議案第 14 号

上尾市幼児教育振興協議会規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市幼児教育振興協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 31 年 3 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市幼児教育振興協議会規則の一部を改正する規則

上尾市幼児教育振興協議会規則（昭和 53 年上尾市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 3 号中「私立幼稚園」の次に「若しくは私立認定こども園」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

上尾市幼児教育振興協議会委員を委嘱任命するにあたり、私立認定こども園において幼児教育に携わっている者についても、3号委員として委嘱できるようにするため、この案を提出する。

議案第 15 号

上尾市立学校車両管理規程の一部を改正する訓令の制定について
上尾市立学校車両管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 31 年 3 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市立学校車両管理規程の一部を改正する訓令

上尾市立学校車両管理規程（平成 19 年上尾市教育委員会訓令第 2 号）の
一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項を削る。

附 則

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

上尾市立学校に配置されている車両の使用実態に鑑み、規定の整備を
したいので、この案を提出する。

議案第 16 号

教育委員会事務局及び教育機関の職員の人事異動について

教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る平成 31 年度当初人事異動を下記のとおり実施する。

平成 31 年 3 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

記

別冊「平成 31 年度当初人事異動（案）」のとおり

提案理由

教育委員会事務局及び教育機関の職員に係る平成 31 年 3 月 31 日付及び同年 4 月 1 日付人事異動を発令したいので、この案を提出する。

